

令和 6 年 1 月 25 日

令和 6 年 4 月 建設工事に係る入札制度の見直しについて（お知らせ）

真庭市の建設工事に係る入札制度について、次のとおり見直しを行い、令和 6 年 4 月 1 日以降に入札公告又は指名通知を行うものから実施しますので、お知らせします。

1 建設工事に係る最低制限価格基準率の見直し

建設工事（解体工事以外）における最低制限価格基準率を一律とし、解体工事については、新たに基準率を定めます。

なお、令和 6 年度以降、解体工事においては、原則、設計書発注とし、最低制限価格を設定します。

《基準率新旧比較》

現行		改正後	
区分	基準率	区分	基準率
建設工事	10 分の 8.7～ 10 分の 8.9 までの範囲	建設工事 (解体以外)	県の基準率を参考に、実績を勘案して設定
解体工事	設定なし ※仕様書発注のため	解体工事	中央公契連の基準率を参考に、実績を勘案して設定

※最低制限価格 = 予定価格 × (基準率 + (0.0001 × 決定くじ番号の下 2 桁))

2 総合評価による低入札価格調査制度を導入

総合評価方式による入札においては、低入札価格調査制度を導入します。